

令和2年5月18日

保育園等の保護者 様

土岐市健康福祉部長

保育園等の再開について

新型コロナウイルス感染症防止のため4月27日付で臨時休園延長のお願いをしているところですが、国が緊急事態宣言を解除したことに伴い、保育園等については5月25日（月）から再開することといたします。

再開につきまして下記の留意事項がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 次の場合は休ませてください。
 - (1) 園児にかぜの症状（咳等）や、37.5℃以上の発熱がある場合。
 - (2) 園児に強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
 - (3) 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合。
 - (4) 園児の症状に関係なく、保護者が登園させることに不安を感じた場合。
 - (5) 過去に発熱等が認められ、解熱後24時間経過していない場合。

2. 次の場合は臨時休園（14日間）とします。※陽性が確認された園のみ。
 - (1) 園児に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - (2) 保育士等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。

3. 給食の提供について
 - (1) 5月25日（月）～5月30日（土）は給食の提供がありませんので、**お弁当を持参してください。**おやつとお茶は提供します。
 - (2) 6月1日（月）からは給食を提供します。

4. 保育料について
 - (1) 出欠席に関わらず5月25日（月）から日割り計算で保育料を徴収します。

5. その他
 - (1) **園児及び保護者等は、登園の際はマスクの着用をお願いします。**
 - (2) **朝、必ず体温を測っていただき、かぜの症状（咳等）も確認していただき、登園時に健康チェックカード（25日に配布予定）を提出してください。**
 1. に該当する場合は、休ませてください。休まれる場合は園に連絡をお願いします。また、ご家族に体調不良の方がみえる場合は、登園を控えてください。
 - (3) 感染予防に留意し保育をおこないますが、感染のリスクをゼロにすることは不可能であることをご理解いただき、お子様の健康を優先し、利用につきましては、保護者のご判断でお願いいたします。
 - (4) 今後の状況により、運用が変更となる場合があります。